

学納金返還請求に関する最高裁判決

弁護士 茶木 真理子

1 はじめに

私が御池ライブラリー17号、18号において私見を述べる等していた学納金返還問題について、平成18年11月27日最高裁の判断が下された(平成16年(受)第2117号・2118号、平成17年(受)第1158号・1159号、平成17年(受)第1437号・1438号、平成18年(受)第1130号)。この問題については、これまで下級審でも数多くの判決が出され、その判断は様々であったが、今回の一連の最高裁判決により学納金返還問題に関する最高裁の統一的判断が示されたのである。

最高裁は、結論としては、入学金に関しては返還を認めず、他方、授業料、施設設備費、教育充実費等(以下、併せて「授業料等」という。)に関しては消費者契約法が施行された平成13年4月以降の受験生については、専願の推薦入学等の一部例外を除き、4月1日を基準としてこれより前に入学を辞退していれば全額返還すべきとした。

2 最高裁判決

最高裁の判断は種々の争点にわたってなされているが、以下、その骨子となる部分について紹介する。

(1) 在学契約の法的性質

在学契約は、有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約である。

憲法26条1項の趣旨や教育の理念にかんがみると、学生は原則としていつでも在学契約を解除することができる一方、大学は正当な理由なく在学契約を一方的に解除することは許されない。

在学契約の解除の方法としては、書面による場合のみならず、口頭によるものであっても有効である。

(2) 入学金の法的性質

入学金は、その額が不相当に高額であるなど他の性質を有すると認められる特段の事情のない限り、学生が大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有する。そして、入学金の納付をもって、学生は上記地位を取得するのであるから、その後、在学契約が解除さ

れたとしても、大学はその返還義務を負わない。

(3) 授業料等の法的性質

授業料等は教育役務の提供等の対価であり、少なくとも学生が大学に入学する日(通常は入学年度の4月1日)よりも前に在学契約が解除される場合には、返還義務を負うものである。

(4) 不返還特約の性質

不返還特約のうち授業料等に関する部分は、在学契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定め等の性質を有する。入学金に関する部分については注意規定に過ぎない。

(5) 不返還特約の有効性

ア 公序良俗違反該当性

不返還特約は、一概にその合理性を否定することはできず、その目的、意義に照らして、学生の大学選択に関する自由な意思決定を過度に制約し、その他学生の著しい不利益において大学が過大な利益を得ることになるような著しく合理性を欠くと認められるものでない限り公序良俗に反するものとはいえない。

イ 消費者契約法

在学契約は消費者契約にあたり、不返還特約は消費者契約法9条1号により、解除により大学に生ずべき「平均的な損害」を超える部分が無効とされるところ、「平均的な損害」の主張立証責任は学生にある。

学生が当該大学に入学することが客観的に高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における解除については、原則として当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないところ、一般に4月1日には学生の入学が客観的に高い蓋然性をもって予測される。よって、在学契約が3月31日までに解除された場合には、大学に生ずべき平均的な損害はなく、授業料等の全額の返還が認められる。他方、4月1日以降に解除された場合は、授業料等が初年度に納付すべき範囲にとどまる限り、不返還特約は有効である。

不返還特約は、消費者契約法10条により無効とはならない。

3 私見

(1) 入学金について

最高裁は、入学金については「入学し得る地位を取得するための対価」として、その地位を取得した以上返還する必要はないとした。「入学し得

る地位」とは、具体的には「在学契約を締結した大学から正当な理由なく在学契約を解除されない地位」とされているが、現在各大学が設定している入学金の額からすると、かかる地位を取得するための対価としては高額に過ぎると思われる。最高裁は例外として「その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情」があれば返還を認め得るという留保をつけるが、その基準は明確でない。大学は、実際のところ、入学金を入学手続に要する費用のほか教育役務に要する費用の一部に充当していると思われる。そうであれば、学生が教育役務の提供を受けない以上、その対価である部分については返還すべきであろう。入学金や授業料等の名目を問わず、学生が在学契約に基づき大学に支払う金員を合計したものを有償双務契約の対価として考察すべきとの意見があるが(茨木茂・NBL849号19頁)、賛成である。

また、今回の判決のように、入学金の返還を一律否定した場合には、今後大学側が入学金の値上げをすることが予想され、この点でも最高裁の判断は妥当ではない。

(2) 「平均的損害」(消費者契約法9条)の主張立証責任について

最高裁は、平均的損害の主張立証責任は消費者である学生側にあると判断した。

このように「平均的損害」の主張立証責任を消費者に負わせることは、そもそも消費者契約法が「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」にかんがみ「消費者の利益擁護(消費者契約法1条)」を目的としていることからすれば妥当ではなく、特に事業者が証拠提出に非協力的である場合等に消費者による立証は著しく困難となることが予想される。

今後は、最高裁が判決の中で「平均的損害」について「事実上の推定が働く余地がある」と指摘していることから、積極的にこの事実上の推定の手法を用いて消費者の負担を軽減すべきであろう。この点については、千葉地裁の朝倉佳秀判事が、事業者は消費者の主張を単に「否認する」等と認否するだけでなく、その理由として、平均的損害の具体的内容(少なくともいかなる種類の損害がどの程度発生するのか)にまで踏み込んだ認否をし、消費者契約法3条の趣旨等を踏まえて反証として証拠を提出すべきであるとの意見を述べており

(前掲13頁)、参考になると思われる。

(3) 消費者契約法が適用される前の事案

最高裁の判断によれば、消費者契約法の適用がない平成13年3月までの受験生については、入学辞退の時期を問わず授業料等についても一切返還されないこととなった(平成16年(受)第2117号・2118号)。この点、原審の大阪高裁(平成16年9月10日判決(判時1882号44頁))が、授業料等の不返還特約が公序良俗に反して無効であるとして返還を認めていたのを、破棄したものである。

大阪高裁判決が理由とするところは、4月1日より前に解除する学生との関係においては、大学は受験生の心理状態に乗じて、大学の収入を増加させて財政状況の改善に資することを企図して、不返還特約を締結したものであるべきであって、これは学生の窮迫に乗じたものといわざるを得ないから、暴利行為に当たり公序良俗に違反するというものであった。また、上記最高裁判決に反対意見を述べている滝井裁判官も、合格通知から短期間の間に高額な授業料について一括して支払を求め、国立大学の後期の合格発表までに辞退を要求していることや、順次繰上合格させた結果定員割れとはならなかったという事情からすれば、不返還特約を大学が援用して授業料等の返還請求を拒否することは著しく衡平を欠き、信義に反するとしている。

確かに、最高裁が指摘するとおり、不返還特約には定員割れ等による大学の損失を填補するという合理性がある以上、公序良俗に違反するとまでの判断は難しいように思う。しかし、消費者契約法の適用がないために一切授業料等の返還を許さないのではなく、定員割れを繰上合格により回避できたにもかかわらず高額な授業料等を徴収している等の個別事情のある場合には救済を図るべきであるし、その場合には滝井裁判官が述べているように、信義則により大学側の主張を制限すべきであると考えられる。このような余地を残さず、単に消費者契約法の適用があるかないかだけで結論を全く異にする最高裁の判断には、疑問を感じる。